



4月1日から組織の一部を変更

問い合わせ 行政経営課 ☎229-3273 FAX 229-3255

第76回国民体育大会「三重とこわか国体」および第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の開催に向けた推進体制の整備などを図るため、組織の一部を変更しました。

設置 国体・障害者スポーツ大会推進局 改編 総務企画課、競技運営課

三重とこわか国体および三重とこわか大会の開催に向けて、スポーツ文化振興部に「国体・障害者スポーツ大会推進局」を設置し、国体・障害者スポーツ大会推進室を総務企画課(総務企画担当)、競技運営課(競技運営担当)に改編しました。

執務場所 メッセウイング・みえ2階

改編 用地・地籍調査推進課

地籍調査のさらなる加速に向けて、建設政策課用地・地籍調査推進室を用地・地籍調査推進課(用地担当、地籍調査推進担当)に改編しました。

執務場所 市本庁舎5階



市営浄化槽事業と浄化槽設置補助制度のご案内

問い合わせ 下水道総務課 ☎239-1038 FAX 239-1037

市営浄化槽区域にお住まいの人へ 市営浄化槽事業

市民の皆さんが衛生的で快適な生活を営むとともに、川や海をきれいにするため、津市では市営浄化槽区域(下水道計画区域や農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域)で合併処理浄化槽の設置と維持管理を行っています。

◆単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に変更する場合

申し込み 市営浄化槽設置依頼書に必要事項を記入し、下水道総務課へ提出してください。受け付け後、現地調査を行い、設置の可否を決定します。なお、土地の形状や工事の方法などで、すぐに施工できない場合、または申し込みが多い場合には、翌年度以降の設置になることがあります。

申込期間 随時受け付け

◆住宅の新築などを行う場合

申し込み 市営浄化槽設置依頼書に必要事項を記入し、下水道総務課へ提出してください。受け付け後、現地調査を行い、設置の可否を決定します。また、申請する人は申請前に打ち合わせが必要です。

申込期間 随時受け付け

◆すでに合併処理浄化槽を設置している場合

市営浄化槽区域で、すでに合併処理浄化槽を設置していて、一定の条件を満たす場合は、市に帰属することができます。帰属後は市が合併処理浄

化槽の維持管理を行います。

帰属の条件や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

市営浄化槽区域外にお住まいの人へ 浄化槽設置補助制度

住居専用住宅に浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。

対象区域

- 下水道計画区域内で下水道予定処理区域外の地域
- 下水道予定処理区域になった日の翌日から7年を経過しても下水道の供用が開始されないと思われる地域

補助金限度額

区分	浄化槽の大きさ	限度額(下水道予定処理区域外・区域内共通)
単独処理浄化槽 やくみ取り便槽 からの転換設置	5人槽	33万2,000円
	7人槽	41万4,000円
	10人槽	54万8,000円
上記を除く浄化 槽設置	5人槽	8万4,000円
	7人槽	10万3,000円
	10人槽	13万8,000円

※下水道予定処理区域外の地域には、単独処理浄化槽の全部撤去の費用9万円までと、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から転換するときの配管費用6万円までを別途交付します。

※補助金交付申請は、必ず工事の着手前に行ってください。補助金等交付決定前に工事着手している場合は、補助の対象外になります(単独処理浄化槽の撤去なども含む)。